

# 国立大学法人山口大学長選考会議規則

平成16年4月1日規則第247号

改正 平成22年6月9日規則第92号 平成23年3月31日規則第40号  
平成23年12月21日規則第85号 平成24年3月15日規則第36号  
平成25年3月26日規則第12号 平成27年3月24日規則第24号  
平成27年11月27日規則第274号

## (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学学則（平成16年規則第1号）第20条第2項の規定に基づき、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）に置く国立大学法人山口大学長選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (任務)

第2条 選考会議は、次の事項を行う。

- (1) 文部科学大臣への申出のための国立大学法人山口大学長（以下「学長」という。）候補者の選考
  - (2) 文部科学大臣への学長の解任の申出
  - (3) 学長の業務執行状況の評価
- 2 前項の選考会議が行う学長候補者の選考、学長解任の申出及び学長の業務執行状況の評価に関し必要な事項は、選考会議が定める。

## (組織)

第3条 選考会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人山口大学経営協議会から選出された者（本法人の学長、理事又は職員である者を除く。）9名
  - (2) 国立大学法人山口大学教育研究評議会から選出された者（本法人の学長又は理事である者を除く。）9名
- 2 前項の委員が学長候補者の選考の対象者となった場合には、当該委員は、委員を辞任しなければならない。

## (議長及び副議長)

第4条 選考会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を主宰する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (議事)

第5条 選考会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。ただし、学長候補者の選考及び学長の解任の場合は、全委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、学長候補者の選考の場合であって、全委員の3分の2以上の賛成が得られないときは、再度審議し、全委員の過半数の賛成をもって決する。この場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長が特に必要と認めるときは、委員以外の者を選考会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 選考会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、選考会議の議事の手続きその他選考会議に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月9日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学長選考会議規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。